

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人 横浜市医師会 会長 水野恭一

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	第一看護学科	夜・通信	100 単位 3015 時間	9 単位 240 時間	
	第二看護学科	夜・通信	100 単位 3015 時間	12 単位 320 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生便覧及び教育課程概要（シラバス）を学生に配布するとともに事務所窓口で閲覧
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人 横浜市医師会 会長 水野恭一

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	仮称：学校運営評価会議
役割	<p>2020年4月1日までに、複数の外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程の整備を確実に実施。</p> <p>(予定)</p> <p>委員は学校長が選任する。また、委員会は3人で構成し、委員の中から委員長を一人選任して会の進行を依頼する。</p> <p>評価項目は以下の自己点検自己評価の9項目とし、学校の自己点検・自己評価の結果を基に年1回3月末日に委員会を開催する。委員長は、委員の意見を聞き、健全な学校運営の指針とするために、評価の結果を文書で学校長に報告する。学校長は結果をホームページに公表し次年度の学校運営に反映させる。</p> <p>委員会は2020年から評価を実施する。</p> <p><評価項目></p> <p>1 教育理念・教育目的 2 教育目標 3 教育課程運営 4 教授・学習・評価過程 5 経営管理過程 6 入学 7 卒業・就職・進学 8 地域社会・国際交流 9 研究</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
学校運営経験者	3年	行政経験者
実習病院看護部長	3年	実習病院指導者
病院勤務の看護師	3年	卒業生代表
(備考)		
2020年4月1日までに、複数の外部人材の専任を確実に実施する。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人 横浜市医師会 会長 水野恭一

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)は、学則 第3章(教育課程、単位数及び授業時間数)の中で 第7条 別表1(第一看護学科)、別表2(第二看護学科)に基づき、学年進度にしたがって、各月ごとに時間割として月曜日から金曜日の1限から4限までに科目を配置して、学生・講師に周知している。授業計画(シラバス)の作成過程は、本校の授業計画(シラバス)の構成要素が網羅されている様式に沿って、前年度の評価をもとに各担当講師と教育課程委員会(必要時教員会議で行う)で検討して決定している。決定後は、教育課程概要として冊子にまとめ、1月から2月にかけて教職員、非常勤講師に冊子を配布し周知している。学生については年度当初の始業時に冊子を配布し周知している。</p> <p>授業計画(シラバス)の構成要素は、①授業科目②担当教員③単位数④時間数⑤履修年次⑥授業回数毎の主な教授内容⑦方法⑧使用テキスト⑨成績評価方法である。</p>	
授業計画書の公表方法	学生に配布するとともに事務所窓口で閲覧
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学習成果の評価は、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中で、第9条(単位認定試験の受験資格)第10条(成績の評価)第11条(単位の認定)第12条(既修得単位の認定)に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程 ④費用徴取に関する規程。これらの規程は、その他学校生活を安全に安心して送れるよう諸々の規程と共に学生便覧として冊子にまとめ学生に周知している。特に試験、成績評価及び単位認定に関する規程には、試験の受験資格、試験の方法、追試験、再試験、成績評価及び単位の認定などが細かく定められ厳格かつ適正に評価が得られるようにしている。さらに、これらの規程を適正に運用していくため、成績評価及び単位認定会議、既修得単位認定会議の設置要綱を定め必要に応じ規程を作成して厳正に議論し判断できるようにしている。学習成果の評価方法は、筆記試験・レポート等シラバスに表記している。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績の評価については、GPAは採用していないが、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中で、第9条(単位認定試験の受験資格)を第10条(成績の評価)でA、B、C、Dの4段階で表示、C以上を合格とすることが定められている。 A、B、C、Dの4段階の評価基準は、試験、成績評価及び単位認定に関する規程第11条成績の評価で点数とA、B、C、Dの4段階別の表記が定められている。 A:100～80点 B:79～70点 C:69点～60点 D:59点以下 追試験、追実習はその評点の8割を得点として評価する。再試験、再実習はその評点のC以上を持って合格とすることも規定している。 成績の分布状況は別添参照</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	「学生便覧」に学則及び規定を掲載し、学生に配布するとともに事務所窓口で閲覧
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定については、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中で、第13条(卒業の認定)、第14条(卒業証書の授与)に卒業の要件を定めている。さらに具体的に審議するために卒業認定会議設置要綱を定めて、3年間の成績の評価及び単位の認定、看護職としての態度行動、在籍期間・欠席日数について審議・確認して卒業の認定をしている。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	「学則・規定集」に学則及び卒業認定会議設置要綱を記載し、事務所窓口で閲覧

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人 横浜市医師会 会長 水野恭一

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/introduction/ トップページ / 横浜市医師会について / 電子公告
収支計算書又は 損益計算書	法人事務所「平成30年度決算報告書」
財産目録	法人事務所「平成30年度決算報告書」
事業報告書	法人事務所「平成30年度会務・事業報告書」
監事による監査 報告（書）	法人事務所「平成30年度決算報告書」

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	第一看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
	昼		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3015 単位時間/ 100 単位	1573 単位時間 77/単位	407 単位時間 /単位	1035 単位 時間/ 23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
		3015/100 単位時間/単位					
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
360人		352人	0人	31人	184人	215人	
カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）							
<p>（概要）</p> <p>授業計画（シラバス）は、学則 第3章（教育課程、単位数及び授業時間数）の中で第7条 別表1（第一看護学科）、別表2（第二看護学科）に基づき、学年進度にしたがって、各月ごとに時間割として月曜日から金曜日の1限から4限までに科目を配置して、学生・講師に周知している。授業計画（シラバス）の作成過程は、本校の授業計画（シラバス）の構成要素が網羅されている様式に沿って、前年度の評価をもとに各担当講師と教育課程委員会（必要時教員会議で行う）で検討して決定している。決定後は、教育課程概要として冊子にまとめ、1月から2月にかけて教職員、非常勤講師に冊子を配布し周知している。学生については年度当初の始業時に冊子を配布し周知している。</p> <p>授業計画（シラバス）の構成要素は、①授業科目②担当教員③単位数④時間数⑤履修年次⑥授業回数毎の主な教授内容⑦方法⑧使用テキスト⑨成績評価方法である。</p>							
成績評価の基準・方法							
<p>（概要）</p> <p>学習成果の評価は、学則第4章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中で、第9条（単位認定試験の受験資格）第10条（成績の評価）</p>							

第 11 条（単位の認定）第 12 条（既修得単位の認定）に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程 ④費用徴取に関する規程。これらの規程は、その他学校生活を安全に安心して送れるよう諸々の規程と共に学生便覧として冊子にまとめ学生に周知している。特に試験、成績評価及び単位認定に関する規程には、試験の受験資格、試験の方法、追試験、再試験、成績評価及び単位の認定などが細かく定められ厳格かつ適正に評価が得られるようにしている。さらに、これらの規程を適正に運用していくため、成績評価及び単位認定会議、既修得単位認定会議の設置要綱を定め必要に応じ規程を作成して厳正に議論し判断できるようにしている。学習成果の評価方法は、筆記試験・レポート等シラバスに表記している。

卒業・進級の認定基準

（概要）

卒業の認定については、学則第 4 章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中で、第 13 条（卒業の認定）、第 14 条（卒業証書の授与）に卒業の要件を定めている。さらに具体的に審議するために卒業認定会議設置要綱を定めて、3 年間の成績の評価及び単位の認定、看護職としての態度行動、在籍期間・欠席日数について審議・確認して卒業の認定をしている。

進級の認定については、学則第 4 章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中で、第 9 条（単位認定試験の受験資格）第 10 条（成績の評価）第 11 条（単位の認定）第 12 条（既修得単位の認定）に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程。さらに成績評価・単位認定会議設置要綱に基づき審議・確認して進級を認定している。

学修支援等

（概要）

個別面談指導、カウンセリング、国家試験対策各種セミナー等の実施。

修学資金貸付金制度：県修学支援制度を補完するとともに、卒業後直ちに横浜市内の医療機関等において看護師として業務に従事する優秀な人材を育成するため、卒業後に「横浜市内で看護師として従事する」意思のある者を対象に一般修学資金として授業料相当額、住民税非課税世帯等の特別修学資金の場合は毎月 40000 円（入学初年度に限り 100000 円の加算）貸付します。対象者が横浜市内の医療機関にその貸付期間に相応した期間従事した場合は返還を免除します。

特待生制度：成績が上位で、かつ性行が正しく身体が健康と認められる学生について授業料の 20%を免除する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
96 人 (100%)	4 人 (4.2 %)	92 人 (95.8 %)	0 人 (0 %)

(主な就職、業界等) 横浜市内、神奈川県内の病院等

(就職指導内容)

就職説明会、国家試験対策各種セミナー、キャリアデザイン等の講義
進路指導面談、就職情報コーナー設置等

(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験合格者 89 人 (92.7%)		
(備考) (任意記載事項) 横浜市内の看護需要に対応		
中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
344 人	17 人	4.9%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更、体調不良、経済的な理由、家庭事情等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談指導、カウンセリングの実施		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	第二看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	3015 単位時間/ 100 単位	1573 単位時間 77/単位	407 単位時間 /単位	1035 単位 時間/ 23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3015/100 単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
160 人	153 人	0 人	11 人	92 人	103 人		

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)

(概要)
授業計画(シラバス)は、学則 第 3 章(教育課程、単位数及び授業時間数)の中で第 7 条 別表 1 (第一看護学科)、別表 2 (第二看護学科)に基づき、学年進度にしたがって、各月ごとに時間割として月曜日から金曜日の 1 限から 4 限までに科目を配置して、学生・講師に周知している。授業計画(シラバス)の作成過程は、本校の授業計画(シラバス)の構成要素が網羅されている様式に沿って、前年度の評価をもとに各担当講師と教育課程委員会(必要時教員会議で行う)で検討して決定している。決定後は、教育課程概要として冊子にまとめ、1 月から 2 月にかけて教職員、非常勤講師に冊子を配布し周知している。学生については年度当初の始業時に冊子を配布し周知している。
授業計画(シラバス)の構成要素は、①授業科目②担当教員③単位数④時間数⑤履修年次⑥授業回数毎の主な教授内容⑦方法⑧使用テキスト⑨成績評価方法である。

成績評価の基準・方法

(概要)
学習成果の評価は、学則第 4 章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中で、第 9 条(単位認定試験の受験資格)第 10 条(成績の評価)第 11 条(単位の認定)第 12 条(既修得単位の認定)に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程 ④費用徴取に関する規程。これらの規程は、その他学校生活を安全に安心して送れるよう諸々の規程と共に学生便覧として冊子にまとめ学生に周知している。特に試験、成績評価及び単位認定に関する規程

<p>には、試験の受験資格、試験の方法、追試験、再試験、成績評価及び単位の認定などが細かく定められ厳格かつ適正に評価が得られるようにしている。さらに、これらの規程を適正に運用していくため、成績評価及び単位認定会議、既修得単位認定会議の設置要綱を定め必要に応じ規程を作成して厳正に議論し判断できるようにしている。学習成果の評価方法は、筆記試験・レポート等シラバスに表記している。</p>			
<p>卒業・進級の認定基準</p>			
<p>(概要)</p> <p>卒業の認定については、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中で、第13条(卒業の認定)、第14条(卒業証書の授与)に卒業の要件を定めている。さらに具体的に審議するために卒業認定会議設置要綱を定めて、3年間の成績の評価及び単位の認定、看護職としての態度行動、在籍期間・欠席日数について審議・確認して卒業の認定をしている。</p> <p>進級の認定については、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中で、第9条(単位認定試験の受験資格)第10条(成績の評価)第11条(単位の認定)第12条(既修得単位の認定)に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程。さらに成績評価・単位認定会議設置要綱に基づき審議・確認して進級を認定している。</p>			
<p>学修支援等</p>			
<p>(概要)</p> <p>個別面談指導、カウンセリング、国家試験対策各種セミナー等の実施。</p> <p>修学資金貸付金制度：県修学支援制度を補完するとともに、卒業後直ちに横浜市内の医療機関等において看護師として業務に従事する優秀な人材を育成するため、卒業後に「横浜市内で看護師として従事する」意思のある者を対象に一般修学資金として授業料相当額、住民税非課税世帯等の特別修学資金の場合は毎月40000円(入学初年度に限り100000円の加算)貸付します。対象者が横浜市内の医療機関にその貸付期間に相応した期間従事した場合は返還を免除します。</p> <p>特待生制度：成績が上位で、かつ性行が正しく身体が健康と認められる学生について授業料の20%を免除する。</p>			
<p>卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)</p>			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
22人 (100%)	0人 (0%)	22人 (100%)	人 (%)
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>横浜市内、神奈川県内の病院等</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <p>就職説明会、国家試験対策各種セミナー、キャリアデザイン等の講義 進路指導面談、就職情報コーナー設置等</p>			
<p>(主な学修成果(資格・検定等))</p> <p>看護師国家試験合格者20人(90.9%)</p>			
<p>(備考)(任意記載事項)</p> <p>横浜市内の看護需要に対応</p>			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
144 人	10 人	6.9%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更、体調不良、経済的な理由、家庭事情等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談指導、カウンセリングの実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第一看護 学科	200000 円	360000 円	50000 円	
第二看護 学科	200000 円	324000 円	50000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
<p>修学資金貸付金制度：県修学支援制度を補完するとともに、卒業後直ちに横浜市内の医療機関等において看護師として業務に従事する優秀な人材を育成するため、卒業後に「横浜市内で看護師として従事する」意思のある者を対象に一般修学資金として授業料相当額、住民税非課税世帯等の特別修学資金の場合は毎月 40000 円(入学初年度に限り 100000 円の加算) 貸付します。対象者が横浜市内の医療機関にその貸付期間に相応した期間従事した場合は返還を免除します。</p> <p>特待生制度：成績が上位で、かつ性行が正しく身体が健康と認められる学生について授業料の 20%を免除する。</p>				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
2020 年度から評価結果を確実に実施・ホームページにて結果を公表する。 公表予定の HP: www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/school/seito/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>委員会は 3 人で構成し、委員の中から委員長を一人選任して会の進行を依頼する。評価項目は以下の自己点検自己評価の 9 項目とし、学校の自己点検・自己評価の結果を基に年 1 回 3 月末日に委員会を開催する。委員長は、委員の意見を聞き、健全な学校運営の指針とするために、評価の結果を文書で学校長に報告する。学校長は結果をホームページに公表し次年度の学校運営に反映させる。</p> <p>委員会は 2020 年から評価を実施する。</p> <p><評価項目></p> <p>1 教育理念・教育目的 2 教育目標 3 教育課程運営 4 教授・学習・評価過程 5 経営管理過程 6 入学 7 卒業・就職・進学 8 地域社会・国際交流 9 研究</p>		
学校関係者評価の委員 (予定者)		
所属	任期	種別

学校運営経験者	3年	行政経験者
実習病院看護部長	3年	実習病院指導者
病院勤務の看護師	3年	卒業生代表
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 公表予定のHP: www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/school/seito/ 2020年度から評価を確実に公表する。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HP: www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/school/seito/
